


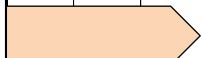
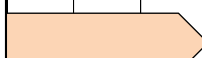

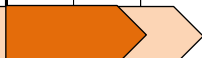

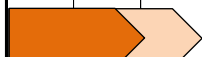


# 徳之島行動計画（案）

 重点的に実施  
 継続実施

資料2

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考（検討・評価機関）
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
<b>1) 保護制度の適切な運用</b>										
1 奄美群島の国立公園指定・管理	環境省				●	●	●	徳之島のうち、世界遺産の価値の核心を成す地域を中心に国立公園に指定する。指定後は適切に管理する。	国立公園において、規制が遵守され、関係機関と協力した保護と適切な利用が行われることで、遺産価値の保全が図られる。	
2 奄美群島森林生態系保護地域の保全管理計画の策定・管理	林野庁				●	●		徳之島の国有林のうち、森林生態系保護地域に指定された地域の保全管理計画を策定し、適切に管理する。	森林生態系保護地域の保全管理に関する基本的事項、具体的事項等について定め、適切に管理されることで、遺産価値の保全が図られる。	奄美群島森林生態系保護地域保全管理委員会
3 鳥獣保護区の管理等	鹿児島県				●	●	●	県指定鳥獣保護区を適切に管理する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等を含む野生鳥獣の保護が図られる。	
<b>2) 希少種の保護・増殖</b>										
1 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省				●	●	●	種の保存法に基づき絶滅のおそれのある野生動植物種を国内希少野生動物種として指定し、国内希少野生動植物種の保護等を図る。	国内希少野生動植物種の保護が図られる。	
2 保護増殖事業の継続実施（アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ）	環境省 林野庁 鹿児島県 町 民間団体等				●	●	●	保護増殖事業の対象種（アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ）の生息状況について、それぞれの保護増殖事業計画及び10ヶ年実施計画に基づき、継続的にモニタリング調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、個体群の保護・増殖に努める。事業の実施に当たっては、外来生物防除、交通事故対策やパトロールなど、他の事業と連携する。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。	奄美希少野生生物保護増殖検討会
3 保護増殖事業の対象外の希少種（ケナガネズミ、トクノシマトゲネズミ等）の保護増殖の取組	環境省 鹿児島県 町 民間団体等				●	●	●	保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について継続的に調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、外来生物防除、交通事故対策、パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。	
4 アマミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣救護（一部展示学習も検討）	環境省 鹿児島県 町				●	●	●	アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集や野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等の方針についても検討する。死亡個体が発見された場合は、可能な限り死因を特定し、今後の対策に資する。	個体群の維持や、生態研究・飼育技術の確立。	奄美希少野生生物保護増殖検討会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
5 野生動物の交通事故対策	環境省 林野庁 鹿児島県 町 民間団体等				●	●	●	野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。	野生動物との衝突を回避するため、速度制限が遵守され、交通事故が発生しない状況を確認。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会
6 密猟・盗採防止のためのパトロール	環境省 林野庁 鹿児島県 町 民間団体等				●	●	●	行政が中心となり、地元団体や警察等と連携しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発を行う。	効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況の確認。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会
6 希少種等のモニタリング調査	環境省 鹿児島県 町 民間団体等				●	●	●	希少種等の分布状況について継続的に調査を行い、科学的データを蓄積する。また、希少種等を継続的に監視しながら、保護対策の必要性の有無等について検討する。	希少種等の科学的データの蓄積、生物多様性の状況を把握・監視できる体制の確保。	削除
7 希少野生動植物保護条例の運用	鹿児島県 町				●	●	●	県及び町が制定している希少野生動植物保護条例を適切に運用し、徳之島の生物多様性を保全する。	条例が遵守され、希少野生動植物が適切に保護されている体制の確保。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会
3) 外来生物による影響の排除・軽減										
1 ノネコ対策	環境省 鹿児島県 町 民間団体等				●	●	●	地域において、行政と民間が連携して、幅広い情報共有及び合意形成を行い、ノネコの捕獲、一時収容、譲渡等に関する一連の体制を整備し、ノネコの森林内からの排除を行う。	希少種生息域からノネコを排除し、希少種への影響を防止。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会 (徳之島ノイヌ・ノネコ対策検討会)
	環境省 鹿児島県 町 民間団体等				●	●	●	飼い猫遺棄・逸出の防止、不妊措置、所有者明示等の適正飼養や、ノラネコへの餌やり防止を図る。あわせて子どもたちと動物の触れ合いによる教育についても検討する。	集落にいるネコ(飼い猫)が飼い主によって適正に飼養・管理されて、新たに森林内へ侵入することがない状況の創出。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会 (徳之島ノイヌ・ノネコ対策検討会)
2 侵略的外来生物への対策の強化	環境省 鹿児島県 町 民間団体等				●	●	●	既に定着している侵略的外来生物について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。徳之島に未定着な侵略的外来生物の目撃情報について情報収集する。また、定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。	特に遺産価値(生態系・生物多様性)への影響が大きいと考えられる外来生物の情報収集及び対策	
2 その他の特定外来生物及び緊急対策外来種、重点対策外来種による影響の排除・軽減	環境省 鹿児島県 町 民間団体等				●	●	●	—ノネコ以外の既に侵入している外来生物については、特に対策の必要性が高い生物に焦点を絞り、当該生物による影響の排除・軽減を行う。—	—特に対策の必要性が高いと考えられる外来生物の把握及び影響の排除・軽減。—	削除
3 侵略的外来生物の侵入状況の監視・未然防止・緊急対応	環境省 鹿児島県 町 民間団体等				●	●	●	—徳之島に侵入する可能性が高い侵略的外来生物の侵入状況の監視・未然防止・緊急対応を行う。—	—特に侵入の可能性が高いと考えられる外来生物の把握及び侵入状況の監視・未然防止・緊急対応。—	削除
4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和										

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
1 生物多様性鹿児島県戦略の運用	鹿児島県町				●	●	●	鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。	
2 遺産地域に近接する農地等の生物多様性保全機能の強化	環境省 林野庁 鹿児島県町						●	遺産地域に近接する農地の周辺については、 <del>緩衝機能強化のために、畑地に残る</del> 小規模な森林、河川、草地等を結ぶ緑のネットワークの形成や、アマミノクロウサギ等の希少種の生息と農業の両立のための支援策を検討する。また、北部の森林と南部の森林との連続性確保のための生態回廊の形成について検討する。	生物多様性保全と農業との両立による緩衝機能の強化。	
3 生物多様性に配慮した森林施業の実施	鹿児島県町						●	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため町有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理手法に基づく施業実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
4 環境に配慮した公共事業の実施	環境省 林野庁 鹿児島県町				●	●	●	世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないように、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針（仮称）」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、町、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
<b>5) 適正利用とエコツーリズム</b>										
1 持続的観光マスタープランの策定	鹿児島県				●	●	●	世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光の将来像を地域で共有し、計画的に来訪者管理を行うため、マス観光とエコツアーの計画的分散を基本的考え方とし、施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランを策定する。	観光客の増加を見据えた受け入れ体制の構築。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
2 利用の調整	環境省 林野庁 鹿児島県町 民間団体等				●	●		世界遺産登録による利用の増大・集中により環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討する。	遺産価値の保全と利用者の体験の質の確保。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
3 施設整備	環境省 鹿児島県 町				●	●	●	遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討する。 ○多人数利用を吸収する拠点施設 ○森林地域の魅力を引き出す施設 ○トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設 <del>○「奄美世界自然遺産トレイル(仮称)」</del>	遺産価値の保全と利用者の体験の質の確保。 <del>【利用者満足度】</del>	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
4 奄美世界自然遺産トレイル(仮称)の整備	鹿児島県 町				●	●	●	歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在型観光にもつながるトレイルを整備する。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	トレイルが群島全体をつなげ、来島者がリピーターとなって何度でも好みに応じて質の高い利用をする状況の創出。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
5 エコツーリズムの推進	環境省 鹿児島県 奄美群島広域事務組合 町 民間団体等				●	●	●	世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する	核心地域等におけるエコツアーガイドが同行する少人数観光の確立により、観光客が徳之島の自然に満足し、リピーターとなって何度でも来島する状況の創出。	奄美群島エコツーリズム推進協議会
6 ガイドの育成	鹿児島県 町 民間団体等				●	●	●	質の高いガイド(観光案内ガイド, エコツアーガイド, 里エコガイド等)を育成し、徳之島の観光を充実させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する	質の高いガイドの提供により、利用者が徳之島観光に満足し、リピーターとなって何度でも来島する状況の創出。	
<b>6) 地域社会の参加・協働による保全管理</b>										
1 生物多様性に配慮した森林施業の実施【再掲】	鹿児島県 町				●		●	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため町有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理手法に基づく施業実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
2 環境に配慮した公共事業の実施【再掲】	環境省 林野庁 鹿児島県 町				●	●	●	世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないように、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮称)」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、町、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じない仕組みの確立。【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
3 域外住民、観光客等への情報発信	環境省 林野庁 鹿児島県 町 民間団体等					●	●	<del>奄美群島以外の住民や旅行を考えている観光客等に、</del> 様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界遺産としての価値、利用上のルールなどの情報を全国に発信を行いし、奄美群島への理解を深めてもらう。	奄美群島のことを理解している域外住民や観光客が増加し、域外全国での奄美群島への理解が進むとともに、環境配慮と両立した観光により遺産地域への環境負荷が一定程度に抑えられている状況の創出。	
4 美化キャンペーン等の実施	環境省 鹿児島県 町 民間団体等					●	●	ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施により、世界自然遺産の島である徳之島の環境美化を図る。	世界遺産地域の内外を問わず、徳之島の環境が美しく保たれている状況の創出。	
5 普及啓発等を通じた住民による取組の推進	環境省 林野庁 鹿児島県 町 民間団体等					●	●	勉強会や各種イベントの実施、ポスターやパンフレット等の作成・配布等により、世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来生物対策の必要性等について住民に認識してもらい、住民による取組を推進する。 <del>また、子どもの環境教育にも力を入れる。</del>	住民一人ひとりが世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来生物対策の必要性等について認識し、積極的に取組を進めている状況の創出。	
6 奄美群島の自然と共生してきた文化の継承、 情報発信	鹿児島県 市町村 民間団体等					●	●	奄美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともにこのような自然と共生してきた奄美群島独特の文化がを継承するとともに、積極的に情報発信するされるよう努める。	住民一人ひとりが奄美群島の自然と文化に誇りを持ち、次世代へ継続する環境づくりの推進。持つて継承していく取組をするとともに、積極的な情報発信により、自然のみならず、文化にも関心を持った観光客が多数来島する状況の創出。	
7 環境学習の取組の推進	環境省 鹿児島県 町 民間団体等					●	●	子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。	子どもたちが、地域の自然や文化に興味をもち、希少種保護や外来生物対策の必要性等について理解する。	